

変更箇所 : P1 序章 計画の概要 3計画の対象 内

変更前 : 本計画では、空家特措法に規定する「空家等」および「特定空家等」を計画の対象とします。



変更後 : 本計画では、空家特措法に規定する「空家等」(ただし、地方公共団体が所有し、又は管理するものを含む)および「特定空家等」を計画の対象とします。

変更理由 : 計画対象の「空家等」に地方公共団体が所有又は、管理するものを含めることにより、老朽化した公共建築物の除却推進を図るため。